

## JRAT 初動対応チーム（JRAT Rapid Response Team）に関する規程

### （目的）

第 1 条 本規程は、JRAT 初動対応チーム：JRAT Rapid Response Team（以下 JRAT-RRT）について定めるものである。

2 JRAT-RRT は、JRAT 支援活動において大規模災害発災直後から早期に情報を収集し、現地での本部立ち上げや支援を必要とする初動対応を行い、被災地の JRAT 体制が整うまで支援することを目的とする。

3 JRAT-RRT は JRAT Rapid Response Team Staff（R-スタッフ）により組織される。

### （出動）

第 2 条 発災後、JRAT 三役（代表・副代表）により次の各号に基づき派遣の要否を決定する。

（1）派遣の決定は、JRAT-EWS（別添）を参考に、被災地地域 JRAT 代表と協議の上行う。

（2）派遣要の場合 R-スタッフの派遣の公募を行い、JRAT 三役によりメンバー選定を行う。

### （活動）

第 3 条 JRAT-RRT は派遣決定後、被災地域 JRAT 代表の指示の下、主に以下の活動を行う。

（1）被災地域 JRAT 本部の立ち上げと運営

（2）被災地域 JRAT と JRAT 本部（東京：JRAT 事務局）との連絡調整

（3）被災状況および避難所についての情報集約

（4）その他、被災地域 JRAT 活動を支援する事項

### （規程の改廃）

第 4 条 この規程の改廃は、理事会の決議によるものとする。

### 附則

1 この規程は、令和 4 年 11 月 24 日から施行する。